

ハローワーク横浜 事業所部門だより R6.03

求人申込窓口受付時間（平日）8:30～16:00

★2024年4月1日以降、ハローワークの求人票に詳しい記載が必要になります

職業安定法施行規則の改正により、2024(令和6)年4月1日以降、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の明示が必要です。

①従事すべき業務の変更の範囲

・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容欄」に「変更範囲:変更なし」と明示してください。
・将来の配置転換などで雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合は、同欄に変更後の業務を明示してください。

②就業場所の変更の範囲

・採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「あり」としたうえで転勤範囲を明示してください。

③有期労働契約を更新する場合の基準

・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は、「契約更新の可能性」欄を「あり」に○をつけてください。

・更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性のあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○をつけてください。

・「原則更新」の場合、有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合には「求人に関する特記事項」欄に「更新上限:有(通算契約期間○年/更新回数○回)」と明示してください。(上限がない場合は明示は不要です)・「条件付きで更新あり」の場合、「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載してください。また、有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合には同欄に記載してください。(上限がない場合は明示は不要です)

こちらをご覧ください
(HP 内リーフレット)

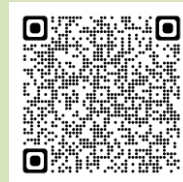


★キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」のご案内

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」は、労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業所に助成します。年収の壁対策として労働者1人あたり最大50万円を助成します。(1)手当等支給メニュー(1年目、2年目各20万円、3年目10万円)(2)労働時間延長メニュー(30万円)があり、(1)(2)の併用メニュー(1年目:手当等支給メニュー20万円、2年目:労働時間延長メニュー30万円)の利用も可能です。本助成金は、2023(令和5)年10月1日～2026(令和8)年3月31日の間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることになった

労働者が対象です。キャリアアップ助成金をご利用いただくには、事前にキャリアアップ計画書を神奈川労働局に提出することが必要です。詳細及びご不明点は、神奈川助成金センター(045-650-2859)まで

こちらも
ご覧
ください



★求人広告掲載時のトラブルにご注意ください！！

インターネット上で公開されているハローワークの求人を見た事業者から、電話で「無料で求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといったケースが発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する場合には、必ず事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法をよく確認した上で契約を行ってください。

ハローワーク横浜 HP

